



## GXの実現に向けた国土交通省の取り組み

今回の日合商解説（vol.121）では、GXの実現に向けた国交省の取り組みについて解説をします。GX（グリーントランスポーメーション）を軸に、国土交通省が示す住宅・建築分野の脱炭素政策が本格化。販売現場に求められる対応と視点を整理します。

### INDEX

- ① GX推進と住宅・建築政策の動向
- ② 制度強化と住宅分野への影響
- ③ GX対応が求める流通事業者の視点

### ① GX推進と住宅・建築政策の動向

2025年2月に閣議決定された「GX2040ビジョン」や第7次エネルギー基本計画を受け、国土交通省は住宅・建築・インフラ分野において脱炭素と経済成長の両立を目指すGX政策を加速させています。

特に、住宅・建築分野ではZEH・ZEBの普及、トップランナー制度の強化、木材利用促進、省エネ基準の引き上げなど、多方面からの取り組みが同時展開されています。

加えて、建築物のライフサイクル全体を通じたCO<sub>2</sub>削減（LCA）を評価する制度の構築も進行中であり、流通・販売店としても製品提案や情報発信の在り方が問われる局面となっています。

#### ■住宅・建築物分野の脱炭素化（ZEH・ZEBの普及促進等）

- ZEH(ゼッチ)・ZEB(ゼブ)の普及促進や、新築住宅を含む省エネ基準への適合義務化を踏まえた対応など、住宅・建築物における脱炭素化を推進する。

目標

- ・遅くとも2030年度までに、省エネ基準をZEH・ZEB水準へ引上げ。
- ・2050年までにストック平均でZEH・ZEB水準の省エネ性能の確保を目指す。

#### ■住宅・建築物の省エネ化推進

- ・2027年度を目標として、住宅トップランナー制度において、戸建住宅及び賃貸アパートにおける省エネ性能の基準を引き上げ、戸建住宅における太陽光発電設備の設置率に係る基準を追加

- ・関係省庁と連携しZEH・ZEBの普及や省エネ改修に対して支援

#### ■ライフサイクル全体での脱炭素化

- ・関係省庁と緊密に連携し、建築物のライフサイクルを通じて排出されるCO<sub>2</sub>等（ライフサイクルカーボン）の算定・評価等を促進するための新たな制度を構築

#### ■住宅・建築物における木材利用の促進

- ・建築基準の合理化や優良な中大規模木造建築物に対する支援等を実施

#### ■建設施工分野の脱炭素化（建設材料の脱炭素化等）

- 建設材料の脱炭素化等、インフラのライフサイクル全体でのカーボンニュートラルを推進する。

（令和7年4月「国土交通省土木工事の脱炭素アクションプラン」を公表）

#### ■建設機械の脱炭素化

- ・直轄工事でのモデル工事を実施し、電動建機普及、次世代燃料使用を促進



#### ■コンクリートの脱炭素化

- ・直轄工事において低炭素型コンクリート等の現場試行を実施し、将来的な使用原則化を視野に市場性等を検証

#### ■CO<sub>2</sub>排出削減効果の見える化

- ・マニュアル（※）に基づき、工事毎のCO<sub>2</sub>排出削減量を算定する試行を実施

※「インフラ分野における建設時のGHG排出量算定マニュアル案」

令和6年6月 國土技術政策総合研究所策定・公表

低炭素型コンクリート試行事例  
(三重県桑名市長島町)

出典：国土交通省「GXの実現に向けた国土交通省の取組」より

住宅業界の最新情報を常に発信

コンサルティング・WEB講演会

ホームページまでお問い合わせください

SHIMIZU HIDEO JIMUSHO

[https://au-shimizu.co.jp/seminar\\_column](https://au-shimizu.co.jp/seminar_column)



## 制度強化と住宅分野への影響

住宅分野におけるGX政策の中心には、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の普及が位置づけられています。

国は2027年度を目標に、住宅トップランナー制度において戸建住宅に太陽光発電設備の設置基準を導入する予定です。これにより、一定規模以上の住宅事業者は、より高い省エネ・再エネ性能の達成が求められることになります。

これらの動きは、中小事業者や流通事業者にも影響し、今後は高性能住宅や環境配慮型設備を前提とした住宅供給が“標準”となっていく可能性があります。また、新築住宅への再エネ設備導入においては、省庁連携による支援が拡充されており、住宅ローン減税、補助金、評価制度の整備など、多層的な優遇が提供されています。これらを理解し、エンドユーザーにわかりやすく伝える役割も、流通・販売店の価値として高まるでしょう。

さらに今後は、住宅の建築・運用だけでなく、建設材料の製造や解体に至るまでのライフサイクル全体でのCO<sub>2</sub>排出量を可視化し、評価する制度（建築物LCA）の導入が予定されています。2028年度の制度開始に向け、すでに国が府舎での先行試行を進めており、建材や設備機器の製品情報にLCA視点の表示が求められる時代が到来する見通しです。

これにより、流通・販売店においても、製品の性能だけでなく「製造過程や処分段階における環境負荷」といった情報を加味した提案や在庫選定が求められるようになります。単なる価格や機能だけでは差別化が難しくなり、GX視点をもった提案力こそが選ばれる企業の条件となるでしょう。

### (参考)建築物のライフサイクルカーボンの削減に向けた取組の推進に係る基本構想(概要) 住宅分野

(建築物のライフサイクルカーボン削減に関する関係省庁連絡会議決定)

#### 1. 建築物LCA\*の意義・目的等

- \* 建築物のライフサイクル全体におけるCO<sub>2</sub>を含む環境負荷を算定・評価すること。
- 背景
    - 2050年カーボンニュートラルの実現のためには、製造から廃棄に至るまでの脱炭素化の取組を強化することが重要
    - 我が国のCO<sub>2</sub>排出量の約4割を占める建築物分野の脱炭素化は重要
    - 建築物使用時の省エネ施策のみならず、**ライフサイクル全体でのCO<sub>2</sub>排出量削減に取り組むことが必要**

- 意義
  - 建築生産者（建築主、設計者、施工者等）の脱炭素化の取組の促進
  - 建材製造事業者（建材・設備製造事業者、リサイクル事業者等）の脱炭素化の取組の可視化、市場での適切な評価
  - サステナビリティ情報開示、投資家・金融機関・建築物利用者による活用

➡ 建築物LCAに係る制度構築に向けた関係省庁が連携して実施すべき取組の方向性を示す

#### 2. 目指すべき社会像とアプローチ

##### (1) 目指すべき社会像

**建築物LCAが一般的に実施されることにより、建築生産者や建材製造等事業者の脱炭素化の取組を導く好循環が生み出される社会を目指す**

建築生産者・建材製造等事業者の脱炭素化の取組

脱炭素化に取り組んだ建材等や建築物の需要拡大

建築物LCAの実施による脱炭素化の取組の可視化

投資家・金融機関・建築物利用者による評価

##### (2) アプローチ(全体方針)

- 建築物LCA  
・建築生産者の取組は限定的（大手事業者が中心）  
の現状  
・建材・設備の原単位の整備は緒に就いたばかり

円滑に導入でき、実効性が確保できるよう、**段階的に制度を構築**

- 制度  
・まずは建築物LCAの実施を促進、結果を可視化  
・規模・用途等を絞って制度を開始。その後対象拡大を検討

- 原単位  
・削減効果が大きい主要な建材・設備を優先して整備  
・積み上げ型の原単位（CFP・EPD）の整備を推進  
CFP等が未整備の場合は、統計ベースの原単位を使用

#### 3. 建築物LCAに係る制度の構築に向けた取組等

2028年度を目途に建築物LCAの実施を促す制度の開始を目指す

##### (1) 建築物LCAに係る制度の構築に向けた取組

- 建築物LCAの実施を促す措置の検討
- 算定方法の統一化
- 支援制度の検討・実施
- 国が建設する庁舎等における先行実施 等

##### (2) 建築物LCAに用いる原単位の整備に向けた取組

- 整備すべき原単位種別等の特定
- 原単位整備の促進
- 原単位データベースの検討 等

##### (3) 建築物のライフサイクルカーボンの表示に係る取組

- 表示を促す措置の検討
- 表示方法の統一化

#### 4. 留意が必要な事項

- 国際的な標準を意識。他方、企業の取組を適切に評価する取組、そのための日本の手法等を国際標準とする取組
- 地震等への対応の必要性など我が国固有の実情の発信
- 建材・設備製造事業者にとって二度手間とならない制度設計
- 有価証券報告書におけるサステナビリティ開示(Scope3)への活用
- 国が建設する庁舎等における脱炭素化に取り組んだ建材の活用

出典：国土交通省「GXの実現に向けた国土交通省の取組」より

住宅業界の最新情報を常に発信

コンサルティング・WEB講演会  
ホームページまでお問い合わせください

**SHIMIZU HIDEO JIMUSHO**

[https://au-shimizu.co.jp/seminar\\_column](https://au-shimizu.co.jp/seminar_column)

## GX対応が求める流通事業者の視点

GX政策の進展は、省エネ・再エネ製品の流通そのものに大きな変化をもたらしています。これまでの「売れ筋製品を揃える」時代から、「政策・制度に即した提案ができる」流通事業者への転換が求められているのです。

特に注目すべきは、ZEH・ZEB基準への対応に加え、太陽光発電の設置に関する構造対応（耐荷重や壁面設置など）や、建材・設備機器に関する補助制度や性能表示制度といった、制度的・技術的背景を押さえた上での提案が求められている点です。

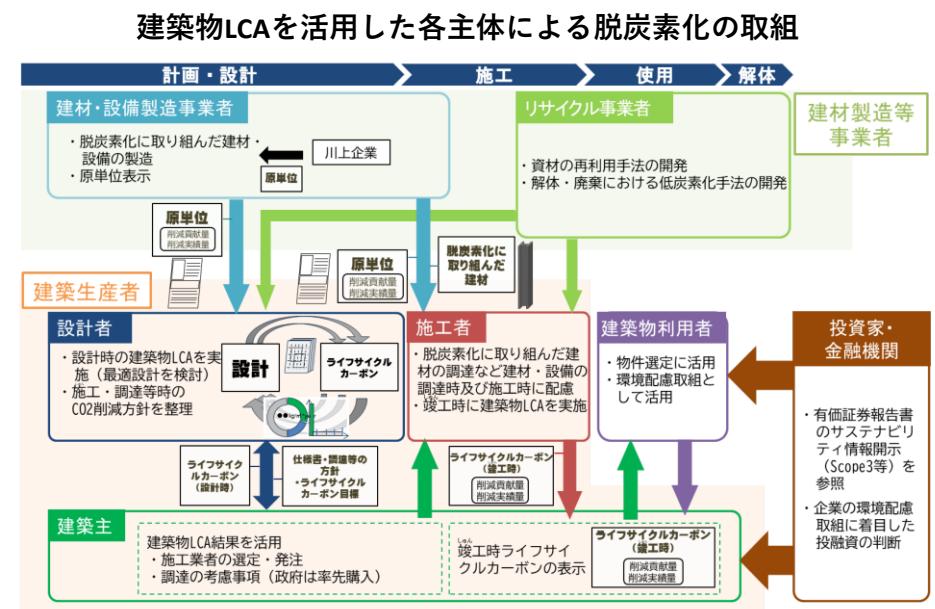
国の支援策や省エネ表示制度を活用できる製品かどうかは、顧客の選択に直結する要素であり、販売店がその情報を的確に扱えるかどうかが成約率に影響する時代になってきています。

また、再エネ設備の設置が標準化されていく中で、地域による制度の違いや設置適性、自治体の助成制度との連携など、きめ細かな情報提供が必要になります。地域密着型の流通事業者であればこそ、自治体や関連事業者とのネットワークを活かした提案が可能であり、GXの潮流を“追う”的ではなく“地域に合わせて活かす”姿勢が差別化の鍵となります。

加えて、建築物LCAの制度導入に伴い、建材・設備の製造過程や輸送手段など、これまで可視化されてこなかった「隠れた環境コスト」が流通選定の判断材料となっていく可能性があります。

こうした新しい指標に対応できるよう、製品情報のアップデートやサプライヤーとの連携強化も重要です。

GX対応はもはや一部の先進企業だけのものではなく、業界全体の前提条件になりつつあります。今こそ流通事業者として、自社の提案力をGXの文脈で再定義し、環境価値と経済価値を両立させるビジネスモデルへの転換を図るべきタイミングです。



内閣官房：「建築物のライフサイクルカーボンの削減に向けた取組の推進に係る基本構想」より抜粋